

○中村学園大学短期大学部転学科に関する細則

平成25年12月 1 日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学短期大学部(以下、「本学」という。)学則第37条の2の規定に基づき転学科に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学科の出願)

第2条 転学科を志願する者(以下「転学科志願者」という。)は、所属学科主任を経て、原則として転学科を希望する年度の前年度12月末までに、別途定める転学科受験願を学長に提出するものとする。

(転学科の出願要件)

第3条 転学科志願者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学に1年以上在籍(見込を含む)していること。
- (2) 所属学科の単位を原則として30単位以上修得(見込を含む)していること。

(転学科の選考)

第4条 転学科の選考は、原則として転学科を志願する学科(以下「受入学科」という。)の在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、当該学科において行うものとする。

- 2 前項の選考は、原則として、学力試験(小論文を含む。)及び書類審査をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(転学科の許可)

第5条 転学科志願者が受入学科の選考に合格した場合は、教授会で審議し、学長が転学科を許可する。ただし、不合格の場合は、本人の希望により引き続き在籍することができる。

(転学科の時期)

第6条 転学科の時期は、前学期の始めとする。

(転学科の年次)

第7条 転学科により所属することとなる学科の年次は、2年次とする。

(既修得単位の取扱)

第8条 転学科を許可された者の既修得単位については、受入学科において審査し教授会の議を経て、受入学科の卒業に必要な単位として認めることができる。

2 前項の単位の認定は、次の単位の換算の基準に基づき行う。

- (1) 単位を換算して認定される授業科目は、受入学科で開設する授業科目に相当するとみなされる授業科目、及び他学科履修制度により履修した受入学科の授業科目とする。
- (2) キャリア開発学科においては、前号に加えて、開設する授業科目との対応を問わず20単位まで包括認定を行う。
- (3) 既修得の2科目以上を併合して1科目とすることができる。また、既修得の1科目を分割して2科目以上とすることもできる。
- (4) 認定できる単位数は原則として30単位を上限とする。

(卒業の認定)

第9条 転学科した者の卒業の条件は、受入学科により次のとおりとする。

- (1) 食物栄養学科及び幼児保育学科については、学則第22条に定めるとおりとする。
- (2) キャリア開発学科については、別表の卒業の条件をもって学則第22条を満たしているものとする。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 キャリア開発学科の卒業の条件

系 列	授 業 科 目	単位数		卒 業 の 条 件		履修した場合 (認定を含む) の読替え
		必修	選択			
基盤分野	クラスセミナー	2		—		教養分野
	キャリアチャレンジ	2		—		教養分野
	コミュニケーション論	2		—		教養分野
	SPI 演習	2		—		教養分野
	キャリア探究Ⅰ	2		—		教養分野
	キャリア探究Ⅱ	2		—		教養分野
	キャリア探究Ⅲ	2		2		
	キャリア探究Ⅳ	2		2		
教養分野				4 単位以上	さ ら に 教 養 分 野 ～ フ ィ ー ル ド ワ ー ク 分 野 及 び 包 括 認 定 さ れ た 単 位 数 全 体 で 26 単 位 以 上 修 得	
家政経済分野				10 単位以上		
ビジネス実務分野				10 単位以上		
語学分野				6 単位以上		
卒業研究分野				—		
フィールド ワーク分野				—		
合 計				62 単位以上		